



# 山形県公報

平成23年5月24日（火）  
第2245号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…490
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…491
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………（ 同 ）…492
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 民有保安林指定の予定……………（森 林 課）…同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課）…493
- 同……………（ 同 ）…同
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（空港港湾課）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会5月定例会の招集……………494

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…495
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…496
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…498

## 告 示

### 山形県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 医療法人社団 山本内科医院 | 東根市中央四丁目5番24号 | 平成23. 2. 1 |

### 山形県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称   | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|-------------|---------------|-------------|
| 山 本 内 科 医 院 | 東根市中央四丁目5番24号 | 平成23. 1. 31 |

### 山形県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地  | 休止年月日       |
|--------------|-------------|-------------|
| 青木クリニック産科婦人科 | 新庄市沼田町6番22号 | 平成23. 1. 19 |

### 山形県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
     布施薬局  
     寒河江市大字高松字西覚寺76

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地 |                | 変更年月日       |
|------------|----------------|-------------|
| 変 更 前      | 変 更 後          |             |
| 寒河江市大字高松76 | 寒河江市大字高松字西覚寺76 | 平成23. 1. 11 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

佐藤歯科医院ラ・フランスオフィス  
東根市板垣大通り8

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |                      | 変更年月日      |
|-----------|----------------------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後                |            |
| 佐藤歯科医院    | 佐藤歯科医院<br>ラ・フランスオフィス | 平成23. 2. 8 |

## 山形県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称            | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------------|-------------------|-------------|
| 居宅介護支援事業所上田診療所       | 居 宅 介 護 支 援                      | 酒田市上野曾根字上中割73番地   | 平成23. 2. 22 |
| ライトステーション中山（グループホーム） | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 東村山郡中山町大字土橋22番地17 | 平成23. 3. 24 |

## 山形県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 開 設 者   | 指 定 施 術 機 関 の 住 所 | 廃止年月日       |
|-----------|---------|-------------------|-------------|
| 神 保 接 骨 院 | 神 保 敬 二 | 山形市下条町二丁目1番1号     | 平成22. 4. 30 |

**山形県告示第467号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
渡部接骨院  
西置賜郡白鷹町荒砥甲721-3
- 2 届出の内容

| 指定施術機関の所在地         |                 | 変更年月日       |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 変更前                | 変更後             |             |
| 西置賜郡白鷹町大字横田尻1471-1 | 西置賜郡白鷹町荒砥甲721-3 | 平成18. 6. 24 |

**山形県告示第468号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類      | 指定年月日       |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------|-------------|
| 医療法人 愛陽会<br>東田川郡三川町大字横山字堤39番地 | 愛陽会自立支援事業所<br>東田川郡三川町大字横山字堤38番7 | 共同生活介護<br>共同生活援助 | 平成23. 5. 11 |

**山形県告示第469号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米沢市大字浅川字金ヶ崎2119-1、2120-1
- 2 保安林指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
昭和44年12月県告示第1246号（都市計画区域の変更）で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成23年5月24日から同年6月7日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに上山市建設課
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分  
上山市仙石字大免、字山崎、字大畑、字元糸目、字梅ノ木、字藤沼及び字石橋、高野字射留前並びに東町地内  
(2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分  
なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 平成23年5月24日から同年6月7日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに上山市建設課
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第472号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成23年5月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中

|  |            |    |     |  |   |
|--|------------|----|-----|--|---|
|  | 古湊ふ頭仮設第1上屋 | －8 | 600 |  | を |
|--|------------|----|-----|--|---|

|  |            |    |     |  |       |
|--|------------|----|-----|--|-------|
|  | 古湊ふ頭仮設第1上屋 | －8 | 600 |  | に改め、同 |
|  | 古湊ふ頭仮設第2上屋 | －9 | 571 |  |       |

表保管施設Hの項中 「29, 518」 を 「28, 947」 に改める。

### 教育委員会関係

#### 告 示

##### 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成23年5月24日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年5月25日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

##### 山形県選挙管理委員会告示第29号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年5月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

##### 5 介護老人保健施設の項の表中

|                |   |                |                |
|----------------|---|----------------|----------------|
| 介護老人保健施設みずばしょう | 〃 | 羽黒町後田字谷地田191-4 | を<br><br>に改める。 |
| 介護老人保健施設みずばしょう | 〃 | 羽黒町後田字谷地田191-4 |                |
| 介護老人保健施設あすなろ   | 〃 | 本町二丁目2番35号     |                |

### 病院事業局関係

#### 規 程

##### 山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月24日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成23年5月24日から平成24年3月31日までの間において、東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における別表第3その他の項の規定の適用については、同項第10号中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」とする。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成23年9月24日まで縦覧に供する。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター

天童市楯ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 勝 浦 二 郎 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 反 田 悦 生 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番24号 | 鶴 羽 樹   |
| 未 定           |                        |         |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 勝 浦 二 郎 |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ | 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社アーツフィールド  | 東根市神町東二丁目3番3号          | 相 澤 秀 幸 |

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成20年5月14日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成20年5月14日

ロ イ以外のもの 平成16年9月27日

## 4 届出年月日

平成23年4月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年9月24日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名 称            | 所 在 地                      | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 額         | 摘 要         |                                    |
|----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパ<br>ート2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8  | 3DK  | 59.4                          | 2          | 一般用 | 13,700<br>円             | 15,900<br>円                        | 18,200<br>円                        | 20,500<br>円                        | 23,400<br>円 | 27,000<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 白鷹アパ<br>ート   | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同    | 55.7                          | 1          | 同   | 12,600<br>円             | 14,600<br>円                        | 16,700<br>円                        | 18,800<br>円                        | 21,500<br>円 | 24,800<br>円 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年5月30日から同年6月3日まで（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年6月3日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年7月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年5月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称                | 所 在 地                    | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 額    | 摘 要    |                                    |                                    |
|--------------------|--------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                    |                          | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営末広アパ<br>ート3号(A)  | 鶴岡市末広町23<br>-60          | 2LDK | 69.3                          | 1          | 一般用 | 22,200                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,100                             | 37,900 | 43,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 川南住宅3<br>号       | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1         | 2DK  | 54.6                          | 1          | 同   | 16,300                  | 18,900                             | 21,600                             | 24,400                             | 27,800 | 32,100 |                                    |                                    |
| 同 こがねアパ<br>ート2号(B) | 同 こがね町<br>一丁目21-11       | 3DK  | 58.4                          | 2          | 同   | 16,200                  | 18,700                             | 21,300                             | 24,100                             | 27,500 | 31,800 |                                    |                                    |
| 同 鳥海アパ<br>ート3号(A)  | 同 富士見町<br>三丁目2-118       | 同    | 70.2                          | 1          | 同   | 23,600                  | 27,300                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200 | 46,400 |                                    |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート(2DK) | 同 北新町一<br>丁目1-58         | 2DK  | 56.0                          | 1          | 同   | 20,000                  | 23,100                             | 26,400                             | 29,800                             | 34,100 | 39,300 |                                    |                                    |
| 同                  | 同                        | 同    | 56.0                          | 1          | 同   | 20,000                  | 23,100                             | 26,400                             | 29,800                             | 34,100 | 39,300 |                                    | 単身可                                |
| 県営余目アパ<br>ート(A)    | 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 3DK  | 62.6                          | 1          | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,600                             | 24,300                             | 27,800 | 32,100 |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成23年6月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成23年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成23年8月上旬